

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、下記の「シークス・プリンシプル(SIIX Principles)」を企業理念として制定し、すべての役員および従業員が行う企業活動の基本理念としております。

●シークス・プリンシプル

《企業理念》

世界の重要なリソースに光をあて、その有効活用の追究により、社会システムの活性化と人類の進歩に貢献する。

《企業目的》

シークスは、世界のあらゆる分野の顧客ニーズをオーガナイズし、ビジネスを創造する「グローバル・ビジネス・オーガナイザー」として、全てのステークホルダーに共感と魅力をもたらす企業となる。

《企業活動の基本精神》

1. Challenging

全ての企業活動に挑戦的、意欲的に取り組み、革新を生む活動を行う。

2. Speedy

意思決定や情報伝達など、全ての企業活動においてスピーディであること。

3. Fair

全ての企業活動において、コンプライアンスを重んじ、常にフェアであること。

当社グループでは、この企業理念のもと、企業の社会的責任を常に意識するとともに、法令・社会的規範の遵守を企業活動において実践していくための行動指針として、「シークスグループ行動規範」を制定しております。また、企業活動を律するコーポレート・ガバナンスの強化が経営上の重要な責務であるとの基本認識に立ち、適切かつ有効なコーポレート・ガバナンス体制の構築・整備に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
サカタインクス株式会社	5,906,000	23.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,675,400	6.65
有限会社フォーティ・シックス	1,100,000	4.37
株式会社りそな銀行	1,077,400	4.28
株式会社三井住友銀行	997,400	3.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	798,800	3.17
村井 史郎	700,000	2.78
野村信託銀行株式会社(投信口)	659,100	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	616,400	2.45
MORGAN STANLEY & CO. INTERNATIONAL PLC	507,670	2.01

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明 更新

当社の株式に対して提出されております大量保有報告書については以下のとおりであります。

・DIAMアセットマネジメント株式会社より平成25年2月21日付(報告義務発生日2月15日)で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、次のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、当事業年度末現在の株主名簿にもつぎ記載しております。大量保有報告書の変更報告書の内容は、次のとおりであります。

[1]氏名又は名称: DIAMアセットマネジメント株式会社
住所: 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
所有株式数(千株): 934
発行済株式総数に対する
所有株式数の割合(%): 3.71

・野村証券株式会社より、提出者および共同保有者として、NOMURA INTERNATIONAL PLC、野村アセットマネジメント株式会社を含めて、平成26年1月10日付(報告義務発生日平成25年12月31日)で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、次のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、当事業年度末現在の株主名簿にもつぎ記載しております。大量保有報告書の変更報告書の内容は、次のとおりであります。

[1]氏名又は名称: 野村証券株式会社
住所: 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
所有株式数(千株): 8
発行済株式総数に対する

所有株式数の割合(%): 0.03

[2]氏名又は名称: NOMURA INTERNATIONAL PLC
住所: 1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom
所有株式数(千株): 20
発行済株式総数に対する
所有株式数の割合(%): 0.08

[3]氏名又は名称: 野村アセットマネジメント株式会社
住所: 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
所有株式数(千株): 1,809
発行済株式総数に対する
所有株式数の割合(%): 7.18

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社のグループ会社は、その多くが海外現地法人であり、それぞれミッションが異なるほか、各拠点の国または地域の違いによっても環境や条件も異なります。当社はそれぞれの独立性を尊重しつつ、当社の企業理念をグループ全体の共通理念として協働体制を構築・整備するため、経営資源の効率的活用、グループの統一性の観点から大綱方針を決定しております。

また、当社は、平成25年12月末現在において、サカタインクス株式会社の持分法適用関連会社であります。当社は、同社製品である印刷インキを一部地域に輸出版売しておりますが、同社からの仕入額は、当社連結仕入総額の約0.03%であります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- 監査役は事業年度の初めに、会計監査人に監査計画の提示を求め、その年度の監査方針、監査体制、監査手続および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行っております。
- 監査役は、会計監査人が行う期中監査、期末監査、子会社の往査および監査講評に立ち会うほか、監査の過程において、会社運営上の諸問題について適宜意見の交換を行っております。会計監査人による監査終了後には監査に関する報告および説明を求め、指摘事項等について協議するなど必要な連携を保っております。
- 監査役は、会計監査人による監査報告の内容、監査の全過程を通して協議した内容に基づき監査意見を検討し、監査役会での協議により監査報告書を作成しております。
- 内部監査は専従スタッフ2名で構成される監査室が担当しております。監査室は内部監査規程に基づき監査を実施し、経営の改善に寄与することを方針としております。
- 監査室は事業年度の初めにその年度の内部監査計画を策定しますが、監査役と監査項目について必要な意見交換を行うなどの連携を保っております。監査室は、監査の結果を監査報告書にまとめ社長に報告するほか、監査役へ送付しております。監査役は定期的に監査室と会合をもって情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
高谷 晋介	公認会計士				○				○	
富山 浩司	他の会社の出身者		○						○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
高谷 晋介	○	【独立役員】 当社と同氏の間には、特別な利害関係はありません。同氏は仰星監査法人の代表社員・副理事長であり、高谷晋介税理士事務所の代表者であります。また、フジ住宅株式会社の社外監査役を兼務しております。	公認会計士としての専門知識や監査経験等から経理財務に関して豊富な知見を有しており、社外監査役に適任であると総合的に判断するとともに有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号等所定のいずれの基準にも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがないと当社として判断するため、独立役員の届出を行っております。
富山 浩司		当社と同氏の間には、特別な利害関係はありません。なお、同氏は当社のその他の関係会社であるサカタインクス株式会社の常勤監査役であります。	永年にわたる企業の総務法務責任者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を通じて、当社のリスク対応・健全性の確保に貢献してもらうことを期待しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

取締役の報酬は、会社業績を反映させて決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

総額および限度額を事業報告、有価証券報告書にて開示しております。
 ≪役員報酬等の内容≫

・平成25年12月期の役員報酬等の内容は次のとおりです。

取締役(支給人員6名)	100百万円
監査役(支給人員4名)	22百万円
うち社外監査役3名	7百万円

注1: 平成20年3月28日開催の株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額200百万円以内、監査役の報酬限度額は、年額50百万円以内であります。なお、取締役の報酬限度額には使用人兼務役員の使用人分給与・賞与は含まれておりません。

注2: 上記の役員報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まれておりません。

注3: 期末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。支給人員と期末人員数が相違しているのは、支給人員数に期中に退任した取締役および監査役が含まれているからです。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の役員報酬は基本報酬と役員賞与で構成されており、いずれも会社業績を反映させて決定されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・月次決算、四半期決算、年度決算並びに重要事項の意思決定に先立ち、各担当役員・執行役員がその内容等について詳細な説明を行い、社外監査役が監査のために必要とする情報が十分に伝達されるよう努めております。
- ・社外監査役がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は、監査役補助者を設置することができる体制をとっております。また、この場合、当該補助者の人事異動・評価等については監査役会の同意を得ることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

《経営の意思決定、執行、監督および監査に係る経営管理組織の状況》

- 取締役会は取締役5名で構成し、取締役5名ならびに監査役3名が出席して毎月開催しております。また、業務執行については、執行役員18名(取締役兼務者を含む)が各部門・地域の業務執行責任を分担しております。
- 取締役会の重要事項意思決定の補佐・諮問機関として、取締役および常勤監査役等で構成する経営委員会を設置運営しております。経営委員会では経営の基本方針・経営全般の重要事項ならびに大口新規取引・投資案件等の重要個別案件を審議しております。
- 子会社における業務の適正の確保、リスク管理の徹底を図るため、子会社毎に毎月現法役員会を開催しております。この会議には本社役員、執行役員、現地法人役員等が出席し、子会社の経営状況の把握と個別案件の協議を行っております。
- 内部監査の実施部門として、社長直轄の監査室を設置しており、経営の改善に寄与することを目的に活動を行っております。
- 監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役によって構成しており、原則として月1回開催しております。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、取締役および使用人からの報告聴取、重要書類の閲覧、子会社における業務及び財産の状況等の調査を通じ、経営監査機能を担っております。なお、社外監査役の内1名を株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。
- 会計監査人については、有限会社あずさ監査法人を選任し、年次決算を中心に会計監査を受けております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。なお、同監査法人は、当社の会計監査を担当する監査責任者が一定期間を超えて関与することのないように、自主的に措置をとっております。

業務を執行した公認会計士の氏名
指定社員・業務執行社員：松山和弘、黒川智哉

会計監査業務に係る主な補助者

公認会計士11名、その他8名

- 平成25年12月期の会計監査人に対する報酬等の内容は次のとおりです。

1. 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額……………45百万円
2. 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額……………55百万円

注：当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」にもとづく監査と「金融商品取引法」にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記1については合計額を記載しております。

なお、当社の子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。))の規定によるものに限る。)を受けております。

《その他》

平成19年3月29日開催の定時株主総会決議により、当社定款において、取締役および監査役が、職務を遂行するにあたりその能力を十分に発揮し、期待される役割を果たしうるようによく、会社法第426条第1項の規定にもとづき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令の限度のもと取締役会決議によって免除することができる旨を定めております。

また、社外取締役および社外監査役にふさわしい人材の招聘を容易にするため、会社法第427条第1項の規定にもとづき、社外取締役および社外監査役の当社に対する損害賠償責任に関して、その限度額を、あらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする契約を締結できる旨を定款に定めております。

なお、社外監査役高谷晋介氏および富山浩司氏との間で、社外監査役が職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失なくして会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合には、4百万円または会社法第425条第1項に掲げる額の合計額とのいずれか高い額を限度とし、これを超える部分については当社に対して損害賠償責任を負わないとする旨の契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は取締役会の機能明確化と活性化、および業務執行責任体制の強化等を目的に取締役会のスリム化と執行役員制度の導入を行っております。これにより経営の意思決定機関および業務執行監督機関として取締役会は5名で構成することとし、経営効率の維持・向上を図っております。

また、監査役会を構成する3名の監査役の内2名は社外監査役であり、内部統制担当役員および内部監査部門と連携することでガバナンスの向上に努めております。

また、内部統制担当役員はコンプライアンス委員会を統括する役員であり、コンプライアンスおよびリスクマネジメントの観点からの意見を取締役会の決議に反映させる役割を担っております。

なお、当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役が制約なく監査の調査権を行使し、取締役の業務執行の調査を行うことが可能であり、社内の重要な会議への出席も保証されている点からガバナンス体制は有効に機能しているものと考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会の終了後に、株主との交流の場として株主懇談会を開催し、当社の経営方針・現況等について株主の理解を深める努力をしております。

2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の企業理念に基づき、株主をはじめステークホルダーとの価値交換性を高めるため、SpeedyでFairな情報開示を実行するため、ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	会社の事業等を紹介するとともに、一般投資家の意見や要望にも触れるため、不定期ではありますが、個人投資家向け会社説明会に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとに、主としてアナリスト・機関投資家等を対象に、会社の経営方針と決算の内容を説明するための決算説明会を開催しております。なお、決算説明会の記録動画についても、当社ホームページに掲載し、説明会開催後早期に投資家に向けて配信しております。また、代表者・担当役員等が随時機関投資家を訪問し、会社の現況等を説明する機会をもっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上に投資家向けIR情報として、有価証券報告書・四半期報告書、決算短信、決算説明会資料、電子公告、株主通信、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、適時開示資料、主要財務指標、IRカレンダー等を掲載し、投資家の情報ニーズに応えるべく努めております。 日本語版： http://www.siix.co.jp/ir/index.html 英語版： http://www.siix.co.jp/eg/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にIR担当を置くとともに、経営企画部担当役員が統括しております。	
その他	海外投資家の投資判断に資する情報を提供すべく、決算短信の財務情報、適時開示資料および株主通信を英文にて作成し、当社のホームページ上で開示しております。 また、投資家向けIR情報配信サービス(Spiral)を利用し、WEBサイトおよびIRニュースの更新時には、メール配信により投資家へスピーディに情報を提供しております。また、株主優待制度を実施し、より多くの投資家に当事業への理解と支援をいただく努力をしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業理念「シークス・プリンシプル」において、「全てのステークホルダーに共感と魅力をもたらす企業となる」ことを企業目的として掲げるとともに、これを企業活動において実践するための指針として「シークスグループ行動規範」を制定し、すべての役員および従業員に徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	商品・サービスの品質向上と、それを支える経営管理体制を維持・向上させるため、ISO9001の認証を取得しております。 また、環境に配慮した事業活動を行なうべくISO14001の認証を取得するとともに、その中でグリーン調達に取組み、RoHS指令への対応を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の企業理念に基づき、株主をはじめステークホルダーとの価値交換性を高めるため、SpeedyでFairな情報開示を実行するため、ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページにて公表しております。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公的・非営利を目的として、従業員が自主的に行う社会福祉、地域活動等の社会貢献を支援するため、ボランティア休暇を設けております。 ・海外製造工場(タイ)および海外販売会社(タイ)において、労働者の職業上の健康や安全、組織の効率等を向上させる取組みの一環として、OHSAS18001の認証を取得しております。 ・顧客の情報をはじめとした当社で扱うすべての情報の適切な保護を実現するため、ISO27001の認証を取得しております。 ・平成25年9月、海外製造工場(タイ)において、労使関係の改善、向上への取組みが認められ、労働大臣より9年連続受賞となる「労使友好賞」を受賞いたしました。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社のコーポレート・ガバナンス体制

(1) 取締役及び取締役会

- [1]取締役会は、法令及び定款に則り、会社の業務執行に関する意思決定を行い、取締役の職務執行を監督する。
- [2]取締役会の機能明確化と活性化、業務執行責任体制の強化等を目的に、執行役員制度を採用している。
- [3]執行役員(取締役兼務者を含む)が各部門・地域の業務執行を分担する体制とする。

(2) 監査役及び監査役会

- [1]監査役は、法令で定められる権限の行使とともに、取締役の職務執行の適法性について監査を実施する。
- [2]監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、または決議をする。

(3) 会計監査人

会計監査人は、法令の定めるところに従い、当社の計算書類等について監査を行う。

(4) 内部監査

社長直轄の組織として監査室を設置し、各部・各子会社の業務内容の妥当性、リスク管理の状況及びコンプライアンスの状況を調査するため、監査室による内部監査を実施する。

2. 内部統制システム構築の基本方針

上記のような体制の下、当社は下記の基本方針に則って、内部統制システムの構築に努めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- [1]コンプライアンスの推進及び徹底を図るため、取締役、執行役員等を委員とするコンプライアンス委員会を設置し、すべての取締役及び使用人が、法令、定款、社内規程及び当社の経営理念(シークス・プリンシプル)を遵守し職務を執行する体制を確保する。
- [2]コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、委員長を補佐する事務局を設置する。
- [3]コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程の策定、コンプライアンス体制の構築並びに取締役及び使用人を対象とするコンプライアンス教育・研修を実施する。
- [4]コンプライアンス委員会は、各部・各子会社のコンプライアンスの状況を管理・監督し、その状況を代表取締役会長、取締役会及び監査役会に報告する。
- [5]監査室は、各部・各子会社のコンプライアンスの状況を監査する。
- [6]コンプライアンスの実効性を高めるため、内部通報制度を設け、従業員からの通報窓口及び対応体制を定めるとともに、正当な目的を有する通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- [1]会社の経営・運営に係る文書・情報は、保存すべき文書・情報の種類、保存すべき期間、保存する方法等を定めた社内規程に基づき適切に保存・管理する。
- [2]文書・情報は取締役、監査役及び会計監査人による閲覧がいつでも可能な状態で保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- [1]各部・各子会社は、リスク管理規程に基づきリスクの認識、評価、軽減、防止に取り組む。
- [2]伺書手続規程に定める事項は、リスク評価を含めて慎重に審査・決裁する。
- [3]経営委員会付議必要事項と定めた重要事項は、取締役・常勤監査役等により構成する経営委員会においてリスク評価を含めて審議・検討する。
- [4]事故、災害、不祥事、システム障害等不測の事態が発生した場合における損失等を最小限に止めるための緊急時対応体制を整備する。
- [5]発生したリスク情報を集約し、全社に適時に通知すると共に、リスク管理規程を見直すなど、リスクの再発に備える。
- [6]監査室は、各部・各子会社におけるリスク管理の状況を監査する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- [1]取締役会の機能明確化と活性化、および業務執行責任体制の強化を目的に、取締役会をスリム化し執行役員制度を導入したことにより、取締役会は経営の意思決定及び業務執行の監督に集中し、執行役員は取締役会の経営方針に基づき業務を分担して執行する体制となっており、この体制を継続する。
- [2]取締役は、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、伺書手続規程等に定める具体的手続き及び権限に基づき、職務を遂行する。
- [3]代表取締役による効率的な意思決定を行うため、重要案件については経営委員会において事前審議を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- [1]事業領域又は地域毎に執行役員を責任者として配置し、執行役員が職務を分担して執行する。
- [2]子会社における業務の適正の確保、リスク管理の徹底を図るため、子会社毎に毎月現法役員会を開催する。現法役員会には本社役員、執行役員、現地法人役員が出席し、子会社の経営状況の把握と案件協議を行う。
- [3]グループ全体における業務の適正の確保、リスク管理の徹底を図るため、事業領域又は地域毎の責任者である執行役員と本社役員で構成する執行役員会議を定期的に開催し、地域を跨ぐ諸問題の協議及び情報の共有化を行う。
- [4]子会社の運営は、関係会社管理規程に基づき行う。
- [5]コンプライアンス委員会は、各部・各子会社のコンプライアンス活動を指導・監督し、グループ全体のコンプライアンスの推進に努める。
- [6]本社と子会社、あるいは子会社間における取引及び会計処理の適正を確保するため、監査室は各子会社の業務の遂行状況を監査する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は、監査役補助者を設置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査役を補助する使用人の人事異動、評価等については、監査役会の同意を得る。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- [1]取締役及び使用人は監査役及び監査役会の要請に応じて報告、情報の提供を行い、書類の閲覧に応じる。
- [2]取締役は経営上の重要事項を適時に監査役に報告する。
- [3]監査役は、取締役会、経営委員会等、重要な会議に出席する。

(9) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- [1]代表取締役会長及び代表取締役社長は、監査役と経営上の課題について、随時意見の交換を行う。
- [2]監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。
- [3]監査役は、会計監査人と適時に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

(10) その他(財務報告の信頼性を確保するための体制)

当社は、当企業集団の財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切に報告する体制を整備し、その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、社内体制を整備し、組織全体で対応します。

(2) 反社会的勢力に向けた体制の整備状況

- [1]当社は、当社グループの企業理念である”SIX Principles”のもと、公正な事業活動を通して社会システムの活性化と人類の進歩に貢献し、全てのステークホルダーに共感と魅力をもたらす企業となることを不変の基本方針としております。さらにこうした企業理念実践のための具体的指針として、「シークスグループ行動規範」を制定しております。
- [2]「シークスグループ行動規範」では、シークスグループ各社のすべての役員・従業員に、「反社会的勢力・団体に対する毅然たる姿勢」を示すことを求めています。具体的には、「株主の権利行使に関連して、いかなる形の財産上の利益供与も行わない」旨、および「暴力団や総会屋等の反社会的勢力や団体と取引関係その他いかなる関係も持たない」旨をここに定めております。
- [3]社内体制の整備としては、反社会的勢力対応を総括する部門を総務部とし、ここで情報を一元管理し、適宜全社員に対して注意喚起のための情報伝達を行っております。
- [4]総務部長を「不当要求防止責任者」として選任し、実際の対応を行うとともに、日頃から、所轄警察署、弁護士、暴力追放推進センター、企業防衛連絡協議会等の外部専門機関と緊密な連携をはかっております。
- [5]総務部内において、「反社会的勢力マニュアル」を作成しており、総務スタッフ向けの反社会的勢力に対する対応ガイドラインを示し、漸次改善していくこととしております。
- [6]新入社員研修等、社内研修の機会において「コンプライアンス」のコースを設けており、ここで反社会的勢力に対する毅然たる姿勢、組織的対応について説明し、実効性を確保するようしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

-

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、時代の移り変わりとともに変化する社会の期待や要求に誠実に応え、社会から信頼される企業であり続けるため、内部統制に関する諸規定の整備、コンプライアンス教育・研修の充実、リスク管理体制の強化等の取組みに、不断の努力を積み重ねていく所存であります。

